令 和 5 年 1 月 1 1 日 大阪府後期高齢者医療広域連合公平委員会規則第3号

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第8条第5項の規定に基づき、公平委員会が公開してする口頭審理、聴聞の期日における審理又は議事(以下「公開口頭審理等」という。)の傍聴に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴手続)

第2条 公開口頭審理等を傍聴しようとする者は、公平委員会が発行する傍聴券を、入場の際、係員に提示しなければならない。

(入場の禁止)

- 第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、審理場又は会議場(以下「審理場等」という。) に入場することができない。
 - (1) 酒気を帯びた者
 - (2) はち巻、たすき、腕章、ヘルメット、ゼッケンの類を着用し、又は携帯している 者
 - (3) のぼり、旗、プラカード、拡声器若しくはメガホン又は凶器その他の危険物を携帯する者
 - (4) 前2号に掲げるもののほか、公開口頭審理等の円滑な運営を妨げるものを着用し、 又は携帯している者

(傍聴心得)

- 第4条 傍聴者は、審理場等においては、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。
 - (1) 傍聴席以外において傍聴しないこと。
 - (2) みだりに自席を離れないこと。
 - (3) 私語、喚声、放歌その他喧騒にわたる行為をしないこと。
 - (4) 委員、当事者その他の者の発言に賛否を表明しないこと。
 - (5) 喫煙、飲食その他不体裁な行為をしないこと。
 - (6) 公平委員会の許可を受けないで撮影、録音等をしないこと。
 - (7) 公平委員会の命令及び係員の指示に従うこと。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、公開口頭審理等の進行を妨げ、又は審理場等の秩序をみだす行為をしないこと。
- 2 公平委員会は、前項の規定に違反したと認める者に対して注意を促し、なおあらためないときは退場を命じることができる。
- 3 前項の規定により退場を命じられた者には、公平委員会は、当日、再び傍聴させない ことができる。

附則

この規則は、公布の日から施行する。